

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号アを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。以下同じ。) 7,653人(福祉に関する事務所の職員1,482人を含む。)

(2) 第1条第1号エ及びオを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 619人

オ 水道局に属する職員 619人

(3) 第1条第2号を次のように改める。

(2) 議会事務局の職員 37人

(4) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 279人

イ 学校に属する職員 9,550人

(5) 第1条第8号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,736人

(6) 第3条第1項中「増加」の次に「又は職員の代替等」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 病院局、中央卸売市場、交通局及び水道局に属する職員並びに下水道河川局に属する職員(下水道事業に従事する職員に限る。)にあつては、各総定数に100分の4を乗じて得た人数(その人数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)まで

(2) 前号に規定する職員以外の職員にあつては、各総定数に100分の2を乗じて得た人数（その人数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）まで

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(理 由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するとともに、定数に対する特例について所要の改正を行うため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
第1条						
(1) 市長の補助機関である職員						
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)						
7,643	7,653	+10	}	重点施策事業の推進に伴う増		+57
				その他の業務増		+11
				事務事業の見直し等に伴う減		▲ 58
(福祉に関する事務所の職員1,482人を含む。)						
イ 病院局に属する職員						
1,116	1,116	0				
ウ 中央卸売市場に属する職員						
22	22	0				
エ 交通局に属する職員						
662	619	▲ 43	}	重点施策事業の推進に伴う増		+1
				その他の業務増		+4
				事務事業の見直し等に伴う減		▲ 48
オ 水道局に属する職員						
623	619	▲ 4	}	重点施策事業の推進に伴う増		+3
				事務事業の見直し等に伴う減		▲ 7
カ 下水道河川局に属する職員						
(下水道事業に従事する職員に限る。)						
502	502	0				
(2) 議会事務局の職員						
36	37	+1		重点施策事業の推進に伴う増		+1

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
272	279	+7			重点施策事業の推進に伴う増	+7
イ 学校に属する職員						
1,372	9,550	+8,178			重点施策事業の推進に伴う増	+42
					法改正及び法基準による増	+8,210
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0			事務事業の見直し等に伴う減	▲ 74
(5) 人事委員会事務局の職員						
19	19	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,738	1,736	▲ 2			重点施策事業の推進に伴う増	+4
					その他の業務増	+1
					事務事業の見直し等に伴う減	▲ 7